

はやかわ



家族で楽しく夕涼み会

7月28日、南保育所において夕涼み会が行われました。子どもたちは、家族と一緒に楽しい夏のひとときを過ごしました。



the most beautiful
villages
in japan

南アルプスはエコパークを目指します

👉 エコパークって？

国連教育科学機関(ユネスコ)が、人間と自然の共生を目指すため、1971年に発表した「人間と生物圏計画」の中心的事業で、地域の大切な自然を守りながら、地域社会の発展を目指すというプログラムを、日本ではユネスコエコパークと呼んでいます。現在114カ国が参画し、日本でも、志賀高原(長野県)・白山(石川県、岐阜県)・大台ヶ原・大峯山(奈良県、三重県、和歌山県)・屋久島(鹿児島県世界遺産)・照葉樹林(宮崎県)が登録されています。



ニホシカモシカ

条約に基づく厳しい保護措置で守らなければならない世界遺産に対し、地域の実情に合わせて保護、開発、学術支援ができ、地域の人間活動が存在することが登録の条件となります。

👉 ユネスコエコパークの3つの地域



● 核心地域

国立公園の特別保護地区など自然環境を厳重に守る地域
※キタダケソウやライチョウが住む高山帯など。

● 緩衝地域

環境教育やレジャー、調査研究や観光に利用できる地域
※檜形山県民の森や甘利山など環境教育やレジャーに利用できる地域。

● 移行地域

人が暮らし、社会活動や経済活動など地域の発展する地域。
※居住地域や企業などの経済活動ができる地域。

対象となる地域を3つの区域に設定します。

● ユネスコエコパークに登録されると？

地域固有の自然を保全する活動や経済活動、社会活動も国際的に高く評価を受け、地域資源のブランド価値が上がり、新たな人や産業の流れが生まれます。また、学術的にも調査、研究の拠点となり、自然資源の保護と利用が図られます。特に環境教育など様々な教育活動の実践の場として利用できます。

● 規制は？

世界遺産とは違い、現行の国内法で管理運営されます。登録に伴う新たな規制はありません。

~南アルプスがユネスコエコパークに登録されるとこんな魅力が生まれます!~

自然環境や伝統文化、歴史、民俗など幅広い分野の学術的な調査研究活動の拠点として南アルプスの魅力を磨くことができます。地域にとって大切な南アルプスの資源を共有することで、将来に守り伝えるしくみが生まれるのです。こうした活動が国際的に高く評価を受け、地域の人々の誇りになります。地場産業などは「エコパークブランド」として商品価値が高まり、企業などは環境に配慮した持続的な経営方針を高め、評価を受けることができます。

教育活動や観光振興では、多彩なプログラムを実践することでさらなる集客につながります。



キタダケソウ

雄大な南アルプスの自然を守りその山麓に暮らすことにみんなで誇りを持ちましょう!

南アルプスは3000m級の山々を有する国内屈指の山岳地帯です。そこには氷河期からの生き残りなどの、様々な動植物が生息し、山麓には私たちの社会が広がり、一体となって暮らしてきました。これらの環境を保全し将来の世代に伝えるために有効な手段としてユネスコエコパークがあります。

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会では、現在南アルプスをユネスコエコパークに登録するための活動を行っており、韮崎市・南アルプス市・北杜市・早川町で構成する山梨県連絡協議会でもこの登録に向けて準備を進めています。

● お問い合わせ先

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会事務局 南アルプス市みどり自然課 自然保護推進担当
電話 055-282-7259 早川町役場 振興課 振興担当 電話 0556-45-2511

後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと(保険料納付や免除等の合計が25年(300月)未満の場合)があります。

このような事態を避けるために、昨年法律が改正され、過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある方は、お申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が、過去2年から10年に延長(「後納制度」といいます)されます。

◇後納制度のメリット

- 2年以上前の保険料を納めることにより、
- ① 将来受け取る年金が増額!
 - ② 年金の受給資格が得られる可能性があります!

不足していた期間を納めることにより…

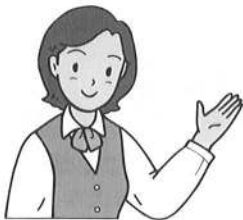
年金受給
なし

年金受給
可能

後納保険料を納付するためには、事前にお申し込みいただき審査をさせていただきますこととなります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、お申し込みできませんのでご注意願います。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル(0570-011-050)にお電話いただくか、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ先】『国民年金保険料ダイヤル』0570-011-050



050または070から始まる電話でおかけになる場合は、03-6731-2015
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)午後7時まで延長
第2土曜日 午前9時30分～午後4時
(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません)

森林所有者の皆様へ

森林環境税を財源として、県では今年度から、森林の公益的機能の維持・増進を図る事業を新たに実施します。この事業では、所有者が費用負担すること無く森林の手入れができますので、ご案内いたします。

■事業の内容 ①木が込み合った不健全なスギ・ヒノキ・アカマツ・カラマツなどの人工林での間伐、②集落に近い所にあるヤブ化した里山での伐り払い整理、③植えたけれど木が育たない所や植栽できずに困っている山林での広葉樹の植え付けとその後の育林作業。

■事業実施に伴い生じる制約 事業により20～30年間は、森林以外に転用したり、木を一度に全部伐ることができなくなります。このため、所有者、事業者(森林組合等)、県の三者で協定を結ぶこととなります。

■ご注意 条件によっては事業が実施できない場所がありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

■問い合わせ

役場 振興課 電話 45-2511
早川町森林組合 電話 20-5100
峡南林務環境事務所 電話 055-240-4168

改正山梨県屋外広告物条例が 施行されます

10月1日より改正山梨県屋外広告物条例が施行されます。

山梨県屋外広告物条例では、屋外広告物の表示または設置等に関する手続きや基準を定めていますが、そのうち「大きさなどの基準」「許可期間」「手数料」等が改正されます。

条例の主な改正の内容は、許可期間がこれまでより長くできるようになる等の手続きの緩和や、表示または設置できる大きさ・場所を明確にした基準の追加等があります。

詳しくは、山梨県のホームページをご覧ください。
「山梨県 屋外広告物に関すること」で検索してください。

■問い合わせ先

※山梨県峡南建設事務所都市計画・建築課都市計画担当 電話 055-240-4120
もしくは
早川町役場 総務課 企画担当 電話 45-2511(代)

今年の夏も学生がやってきます！

毎年夏になると、多くの学生が地域づくりを学んだり、調査・研究をしたりするために、早川町の各地にやってきます。上流研は、学生の受け入れ窓口となり、彼らを指導し、その活動をサポートするとともに、学生の活動の成果を地域に還元できるように取り組んでいます。

今年度は、地域づくりインターン生として4名、はやかわおもいでアルバムの取材に4名の学生が、「農山村の暮らしや文化を知りたい」「町の現状を知り、課題解決や活性化に少しでも力になりたい」「故郷と呼べる場所を見つけたい」「早川の教育について知りたい」「地域の魅力を発信することに興味がある」など、それぞれの思いを抱いてやってきます。

■地域づくりインターン生の活動 期間：8月14日(火)～9月6日(木)



細野多恵子 志保澤美紀 粕谷綺香 正木遥子
 亜細亜大学3年 明治大学2年 明治大学2年 法政大学2年

農山村のまちづくりに興味を持つ「地域づくりインターン生」4名は、昨年同様古屋集落で活動します。集落の未来を少しでも明るくすることを目標に、古屋集落の方々の「集落がこうなったらいいな」という望みを聞き取り、それをまとめた、集落の将来の絵地図、「夢マップ」をつくります。インターン期間終了後には、完成した「夢マップ」を元に、一つずつ実現に向けてのお手伝いをしたいと考えています。

■はやかわおもいでアルバムの取材班 (はやかわおもいでアルバム <http://fm-hayakawa.net/photo/>)

法政大学コミュニティスタディ実習の2名、立教大学観光学部の2名には、8月中旬から9月中旬にかけて、先月の広報でご紹介した「はやかわおもいでアルバム」の取材を手伝ってまいります。

取材では、昨年集めた昔の写真について、撮影された場所や年代、どのような場面かなどのエピソードを聞いて、記事をまとめます。今回は、基本的に上流研スタッフと学生の二人一組で取材にまわる予定です。

古い写真は町にとってとても貴重な資料なので、丁寧に取材を進めていきたいと思えます。



近藤真菜 吉松直樹 高橋有未 久津那理子
 法政大学3年 法政大学3年 立教大学3年 立教大学3年

※近藤さん、吉松くんには、硯の里キャンプ場で行う森の探検隊サマーキャンプのスタッフもやってもらいます！

学生には、早川町を知り、好きになってもらうことで、活動終了後も協力者として町と関わり続けてもらいたいと考えています。そのために、上流研では、町と学生双方にとって充実した活動になるように取り組んでいきます。町民のみなさんからも、集落の暮らしぶりや伝統、早川ならではのことをお話しただくなど、温かく迎えていただけると幸いです。学生とお話する機会がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。(文責 佐藤・小谷)

● 8月の種まき情報 ●

種まき	種まき			種まき	種まき		
	上旬	中旬	下旬		上旬	中旬	下旬
キャベツ	○	○		ダイコン			○
ハクサイ			○	二十日ダイコン		○	○
ホウレンソウ			○	ニンジン	○	○	
レタス			○	サヤインゲン	○		
ブロッコリー	○	○		ヨウサイ	○		
茎ブロッコリー	○						
シュンギク			○				



※ヨウサイとは？

- クウシンサイ、エンサイ、アサガオナとも呼ばれる、東南アジア原産の野菜。沖縄、九州を経て、本州に入ってきた。
- 高温、多湿を好み、強い直射日光にも耐える。
- 茎、葉が可食部で、調理法にはホウレンソウや他の青菜と同様、油炒め、おしだし等がある。

～ヨウサイ栽培のポイント～

- 種は蒔く前に、一晩水につけておく。種の殻が硬く発芽しにくいので、芽が出るまでは土を乾かさないように注意する。
- 種は株間を40cm程とり、1ヶ所に3～4粒は蒔くこと。
- 本葉4～5枚で間引きをする。1ヶ所1～2株になるようにする。
- 背丈が20cm程になったら、株元の葉を数枚残し、やわらかい茎、葉の部分収穫する。天気に恵まれれば、この後10回程収穫ができる。
- ※乾燥を嫌うため、水遣りには注意すること。マルチングや敷藁などで保湿するとよい。

「全国一斉！法務局休日相談所」の開設及び「法務局講座」の開催について

1. 「全国一斉！法務局休日相談所」の開設について

- (1) 相談所開設日時
平成24年9月23日(日)
10:00(開始)～15:00(終了)
- (2) 開設場所
甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎
- (3) 相談員
法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員
- (4) 相談内容
土地・建物・会社・法人等の登記に関すること
隣地との筆界に関すること
いじめ・虐待などの人権問題に関すること
地代・家賃の供託に関すること
婚姻・離婚など戸籍に関すること
成年後見制度に関すること
遺言等公正証書作成に関すること
その他法務局の所掌事務に関すること
- (5) 相談時間
1人40分程度とします。

(6) その他

- ①相談は無料ですが予約が必要です。
- ②相談の予約は法務局の総務課で受け付けます。
- ③相談内容は秘密にし、堅く守ります。

2. 法務局講座の開講について

(1) 開講日時及び講座内容

- 平成24年9月23日(日)
- ①「相続について」 午前10:30～11:30
 - ②「任後見制度について」 午後1:30～2:30

(2) 開設場所

甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎

(3) 相談員 法務局職員

(4) その他

- ①聴講は無料ですが予約が必要で予約されない場合は聴講できません。
- ②聴講定員は各講座30名です。
- ③聴講の予約は法務局の総務課で受け付けます。

■上記に関するお問い合わせ先

甲府地方法務局総務課
TEL 055-252-7153・7151

スポーツ安全保険に加入しましょう

対象となる事故 団体活動中の事故・往復中の事故

保険期間 平成24年4月1日午前0時より平成25年3月31日午後12時まで

加入区分・掛金・補償金額 (団体活動を行う5名以上の方々で、加入区分をそれぞれお選び頂いてご加入ください。)

加入対象者	補償対象となる団体活動等	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	共済見舞金
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども (中学生以下) ※特別支援 学校高等部 の生徒を含む	スポーツ・文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故 5億円 ただし、身体賠償は 1人 1億円	突然死 180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中及びその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償合算 1事故 5億500万円 ただし、身体賠償は 1人 1億500万円	(急性心不全、 脳内出血など)
				100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償合算 1事故 500万円	対象と なりません
大人 高校生以上 (65歳以上の方も 加入できます)	文化・ボランティア・地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け	A2	850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故 5億円 ただし、身体賠償は 1人 1億円	突然死 180万円 (急性心不全、 脳内出血など)
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動の指導 限定 ※C区分でも加入可	AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
65歳以上	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない方はA2区分	B	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※同一団体で1口しか加入できません。中途加入する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入換え、加入区分の変更はできません。

※掛金には(財)スポーツ安全協会が運営する「共済見舞金」の掛金、1人20円が含まれています。※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。

財団法人 スポーツ安全協会

■お問い合わせ先 教育委員会 教育課
電話 45-2547

放送大学 10月生募集の お知らせ

放送大学では、平成24年度第2学期(10月入学)の学生を募集しています。放送大学は、テレビやインターネットを通して授業を行う通信制の大学です。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、広い分野を学べます。

出願期間は8月31日まで。資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学山梨学習センター(☎055-251-2238)までご請求ください。放送大学ホームページでも受け付けております。